

団体損害保険

この資料は概要を説明したものです。
ご加入にあたっては必ず「団体損害保険のご案内」および「重要事項説明書」をあわせてご覧ください。

傷害保険とは

傷害保険とは

傷害保険は、「急激・偶然・外来の事故（突発的に、たまたま、身体の外部からの作用によって生じる事故）」によりケガをした結果、入院・通院したり、死亡したりした場合などに保険金が支払われる保険です。

ケガをして病院で治療を受けた場合には、健康保険などの公的な制度があるから大丈夫だと思っている人は多いかもしれません。

しかし、入院するようなケガをした場合には、多額の入院費用がかかることもあり、その間に仕事ができず収入が途絶えてしまうといったこともあります。傷害保険は、このようなケガによって生じる様々な損害に備えるための保険です。

種類

傷害保険には、いくつかの種類があり、それぞれ補償される事故の範囲などが異なります。

(1) 普通傷害保険

最も基本的な傷害保険です。日本国内外を問わず、家庭内、職場内、通勤中、旅行中などで起こる急激・偶然・外来の事故によるケガ（死亡、後遺障害、入院・通院）が補償されます。

(2) 家族傷害保険

補償する危険（リスク）の範囲は普通傷害保険と同じですが、家族のケガも補償されます。

(3) 交通事故傷害保険

交通事故により被ったケガが補償されます。

団体損害保険について

3つの特長

■ 割安な保険料

団体割引が適用されるため、**個人で加入するより割安な保険料で加入できます。**

■ 補償の範囲、家族構成に応じた多彩なラインナップ

- ・ 家族プラン
- ・ 個人プラン
- ・ 交通事故プラン

■ 豊富な特約のバリエーション

6種類の特約の中から、必要な特約を選択できます。

※基本補償によりセットできるオプションは異なります。

加入及び補償の対象

家族プラン

会員本人が加入すれば、家族も保険金支払対象となるお得なプラン

個人プラン

会員本人と家族がそれぞれ個人ごとに加入者となる補償が充実したプラン

※家族プランと個人プランは日常のケガの補償に対応しています。

交通事故プラン

補償は交通事故のみに限定したシンプルなプラン

保険金お受け取り例



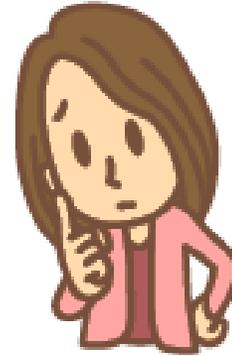
保険金お受け取り例

足を捻挫してしまいました。

通院 35日 140,000円のお支払い
(個人プランEにご加入の場合)

道を歩いていると車が通行してきたので、避けようとした際、バランスを崩して足を捻挫してしまいました。思った以上に通院日がかかりましたが、保険があったので安心しました。

不安ね…。



もしケガをして入院したらどうしよう…。

うちの両親もいい歳になってきて介護は他人事じゃないぞ…。
ちょっと真剣に考えなきゃいけないよな…。



心配だ…。

特約の例～日常生活賠償～



日常生活賠償

は、こんなときにお役に立ちます。

自転車による加害事故例

小学5年男子児童が、自転車に乗っていて、散歩途中の女性に激突。女性は頭の骨を折るなどして、意識が戻らない状態となった。

通勤途上の自転車による加害事故も補償



約**9,521**万円の賠償判決

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)



レストランで他人にビールをこぼして洋服を汚してしまった!



駅のホームで急いで走っていたところ男性と衝突し、重傷を負わせてしまった。



子供が隣家の窓を割った。

補償する損害賠償リスクの範囲を拡大!

日本国内において誤って線路に立入り電車を遅らせてしまい、鉄道会社から賠償請求を受けた場合の損害も補償します。

3億円まで補償 さらに 示談交渉サービス付!!

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受します。

団体損害保険について

事業の内容

■加入資格

互助会員

■募集期間

- ・ 中途募集（新規のみ）

毎年4月から5月頃

（保険期間は7月1日から11月1日）

- ・ 本募集（新規・変更）

毎年9月頃

（保険期間は11月1日から翌11月1日）

※本募集期間中に変更の手続きがない場合は、毎年自動更新となります。

■申込方法

募集期間に配布する「団体損害保険加入申込票」を福利課互助福祉担当まで提出

■月額保険料の徴収

給与控除

※給与控除できない方は、払込または口座振替

■退職者の傷害保険

48歳以上で退職した場合、割安な保険料のまま原則70歳まで継続加入可能

※退職後に脱退した場合は再加入不可

団体損害保険に関する問い合わせ先

加入手続きについて

互助会担当窓口

一般財団法人埼玉県教職員互助会（埼玉県教育局教育総務部福利課互助福祉担当）
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5F
TEL 048-830-6706（受付時間 平日9：00～17：00）

保険内容等について

代理店・扱者

三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社 埼玉支店（幹事代理店）
三井住友海上出資関連事業会社
〒330-0841 さいたま市大宮区東町2-20 三井住友海上大宮東町ビル3F
TEL 048-788-2560（受付時間 平日9：00～17：00）

ユナイテッド・インシュアランス株式会社
〒330-0062 さいたま市浦和区高砂2-8-16 浦和ガーデンビル4F
TEL 048-711-2505（受付時間 平日9：00～17：00）

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社（幹事保険会社） 埼玉支店埼玉第二支社
〒330-0841 さいたま市大宮区東町2-20 三井住友海上大宮東町ビル4F
TEL 048-644-6102（受付時間 平日9：00～17：00）

損害保険ジャパン株式会社